

「埼玉県食品衛生監視指導計画 2019（案）」に関する意見

2018年12月28日

埼玉県消費者団体連絡会

日頃からの食の安全を確保するための取り組みに敬意を表します。12月1日に公表されました「埼玉県食品衛生監視指導計画2019（案）」につきまして、埼玉県における食の安全に関する取り組みを前進させる立場で、埼玉県消費者団体連絡会として、次のように意見を表明します。

全体を通して

食品衛生法の改正を意識された計画書と感じましたが、同時に食品表示法も改正され、食品リコール情報の報告制度が導入されるので、その目的や県の考え方や準備状況等、周知できる範囲で記載していただきたい。

P 4 1 飲食店・食品製造施設への監視指導

(1) 食中毒防止対策 ウ ノロウイルス対策

対策の対象が、一般飲食店、社会福祉施設の給食施設、学校給食等になっておりますが、調理段階のみならず、加工段階も視野に入れていただき、対象の事業者等に普及啓発を実施していただきたい。

具体的にはスーパーマーケット・コンビニエンスストア（店内調理部門含む）、宅配ピザ、野菜・食肉加工業者の追加

P 6 1 飲食店・食品製造施設への監視指導

(4) 監視対象施設の分類及び監視頻度の設定

生の野菜・果物を加工・提供する施設や生又は加熱不十分な食肉等を提供・販売する施設の監視指導頻度を年1回から2回に引き上げ、特にノロウイルス対策を講じるようにしていただきたい。

P 1 0 1 HACCP 導入型基準の普及啓発と取組の推進

(3) 食品等事業者向けの講習会・相談会 ア、イ

HACCP の導入がすすまない中で、講習会や演習等を行う際に、事業者の種類（業種）別に講習会や交流をはかり、同じ経営環境や特性の視点での課題共有を行うことで、導入の推進をはかるようにしていただきたい

P 1 2 1 関係機関との連携確保

(4) 県民の関心が高い事項に係る関係機関等の連携 ア

健康食品の被害や摂取方法の間違いが多い中で、健康食品による被害情報を集約し、発生原因を把握し、拡大防止につなげていく視点を記載していただきたい

以上意見を提出します